

名古屋市公報

平成29年 8月16日

第1220号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼
 発行人 名古屋市総務局法制課長

目

次

ページ

告

示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第521号) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第522号) 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第523号) 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第524号) 9
- 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第525号) 10
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第526号) 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第527号) 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止 (健福・保護課) (第528号) 15
- 生活保護法による指定施術者の変更 (健福・保護課) (第529号) 17
- 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧 (住都・都市計画課) (第530号) 18
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第531号) 20
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第532号) 22
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第533号) 24

選挙管理委員会告示

- 名古屋市長選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について (第16号) 25

公	告	
○ 農業委員会農地部会の開催公告	(農業委員会)	31
○ 土地改良事業参加資格交替申出の承認について	(農業委員会)	32
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	33
○ 職員の懲戒処分	(交通・人事課)	34

名古屋市告示第 521号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成29年 8月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
森医院	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目45 番地	平成29年 4月 1日
横山内科小児科	名古屋市昭和区元宮町 4丁目40番 地	平成29年 6月 1日
おおみ内科	名古屋市天白区平針南四丁目1202 番地	平成29年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
犬飼歯科医院	名古屋市昭和区松風町 3丁目 9番 地の 2	平成29年 6月 1日

コンドウ歯科	名古屋市瑞穂区石川町 2丁目 4番地	平成28年11月 1日
呼続歯科醫院	名古屋市南区呼続元町10番36号	平成29年 6月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
うえの調剤薬局	名古屋市千種区上野三丁目 8番20号	平成29年 6月 1日
ローソクオール 薬局鶴舞駅西店	名古屋市中区千代田二丁目16番10号	平成29年 7月 1日
ウエルシア薬局名 古屋上社駅店	名古屋市名東区上社一丁目 802番地	平成29年 6月 1日

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
キョーワ訪問看護 リハビリステーション 寄り添い屋千種店	名古屋市千種区仲田一丁目 5番 7号	平成29年 7月 1日
訪問看護ステーション アリス	名古屋市名東区引山三丁目 580番地	平成29年 7月 1日
訪問看護ティュー ル	名古屋市天白区島田黒石 503番地	平成29年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 522号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 8月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	山川小児科医院
	新	やまかわこどもクリニック
所 在 地	旧	名古屋市西区南川町 168番地
	新	名古屋市西区八筋町 158番地の 1
変 更 年 月 日	平成29年 6月19日	

2 薬局

医 療 機 関 名	若水十全薬局	
所 在 地	旧	名古屋市千種区高見一丁目 5番 2号
	新	名古屋市千種区高見一丁目 6番 1号
変 更 年 月 日	平成29年 5月 1日	

医 療 機 関 名	旧	キョーワ調剤薬局千音寺店
	新	キョーワ薬局千音寺店

所 在 地	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三角 243番地
変 更 年 月 日	平成29年 6月 1日

3 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	優輪訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字中志段味字富士塚2384番地の 1
	新	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1901番地の 1
変 更 年 月 日	平成29年 6月11日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 523号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 8月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
横山内科	名古屋市昭和区元宮町 4丁目40 番地	平成29年 6月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
山田歯科医院	名古屋市中区大須二丁目27番40 号	平成29年 7月10日

犬飼歯科医院	名古屋市昭和区松風町 3丁目 9 番地の 2	平成29年 4月 1日
コンドウ歯科	名古屋市瑞穂区石川町 2丁目 4 番地	平成28年11月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
タカラ薬局	名古屋市北区東味鋤二丁目 701 番地	平成29年 3月31日

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
サンライトガーデンナー ス	名古屋市天白区島田黒石 503番 地	平成29年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 524号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成29年 8月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
キョーワ薬局よもぎ 台店	名古屋市名東区よもぎ台一丁目 205番地	平成29年 7月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 525号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 8月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
森医院	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 45番地	平成29年 4月 1日
おおみ内科	名古屋市天白区平針南四丁目 1202番地	平成29年 4月 1日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
うえの調剤薬局	名古屋市千種区上野三丁目 8番 20号	平成29年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 526号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成29年 8月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
グランクリニック	名古屋市中区栄五丁目28番19号	平成29年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 527号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 8月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問鍼灸マッサージ めぐらしや（出張専 門）	名古屋市北区大曽根一丁目17番 3 号	平成29年 6月 1日
榛村 将光		
鍼灸マッサージ治療 院優	名古屋市中区丸の内一丁目 9番 6 号	平成27年 9月 1日
川俣 ユミ		

ゆたか治療院あんま 指圧はり灸	名古屋市中川区戸田ゆたか一丁目 117番地	平成29年 6月22日
小森 教貴		
からだ元気治療院は り・きゅう	名古屋市西区上名古屋二丁目26番 10号	平成29年 6月26日
田邊 正樹		
すずらん鍼灸接骨院 大曽根院	名古屋市北区大曽根一丁目22番55 号	平成29年 3月 1日
戸田 満		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問鍼灸マッサージ めぐらしや（出張専 門）	名古屋市北区大曽根一丁目17番 3 号	平成29年 6月 1日
榛村 将光		
鍼灸マッサージ治療 院優	名古屋市中区丸の内一丁目 9番 6 号	平成27年 9月 1日
川俣 ユミ		
ゆたか治療院あんま 指圧はり灸	名古屋市中川区戸田ゆたか一丁目 117番地	平成29年 6月22日
小森 教貴		

からだ元気治療院は り・きゅう	名古屋市西区上名古屋二丁目26番 10号	平成29年 6月26日
田邊 正樹		
からだ元気治療院は り・きゅう	名古屋市西区上名古屋二丁目26番 10号	平成29年 6月26日
與那嶺 瑛美		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
とくしげ接骨院	名古屋市緑区亀が洞三丁目 113番 地	平成29年 4月17日
春日井 一義		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 528号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 8月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸マッサージ治療 院優	名古屋市中川区荒子四丁目 317番 地	平成27年 9月 1日
川俣 ユミ		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸マッサージ治療 院優	名古屋市中川区荒子四丁目 317番 地	平成27年 9月 1日
川俣 ユミ		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 529号

生活保護法による指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 8月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 者 名	新井 勝駿	
施 術 所 名	旧	アライ整骨院・マッサージ院
	新	みなとオアシス整骨院・マッサージ院
所 在 地	旧	名古屋市天白区原一丁目1603番地の 1
	新	名古屋市港区東海通 4丁目24番地の 1
変 更 年 月 日	平成29年 6月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 530号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を平成29年 8月 9日から同月22日まで一般の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成29年 8月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 太鼓ヶ根地区計画

2 位置及び区域

名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根、笹ヶ根一丁目及び鼓が丘一丁目の各一部

（別図のとおり）

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

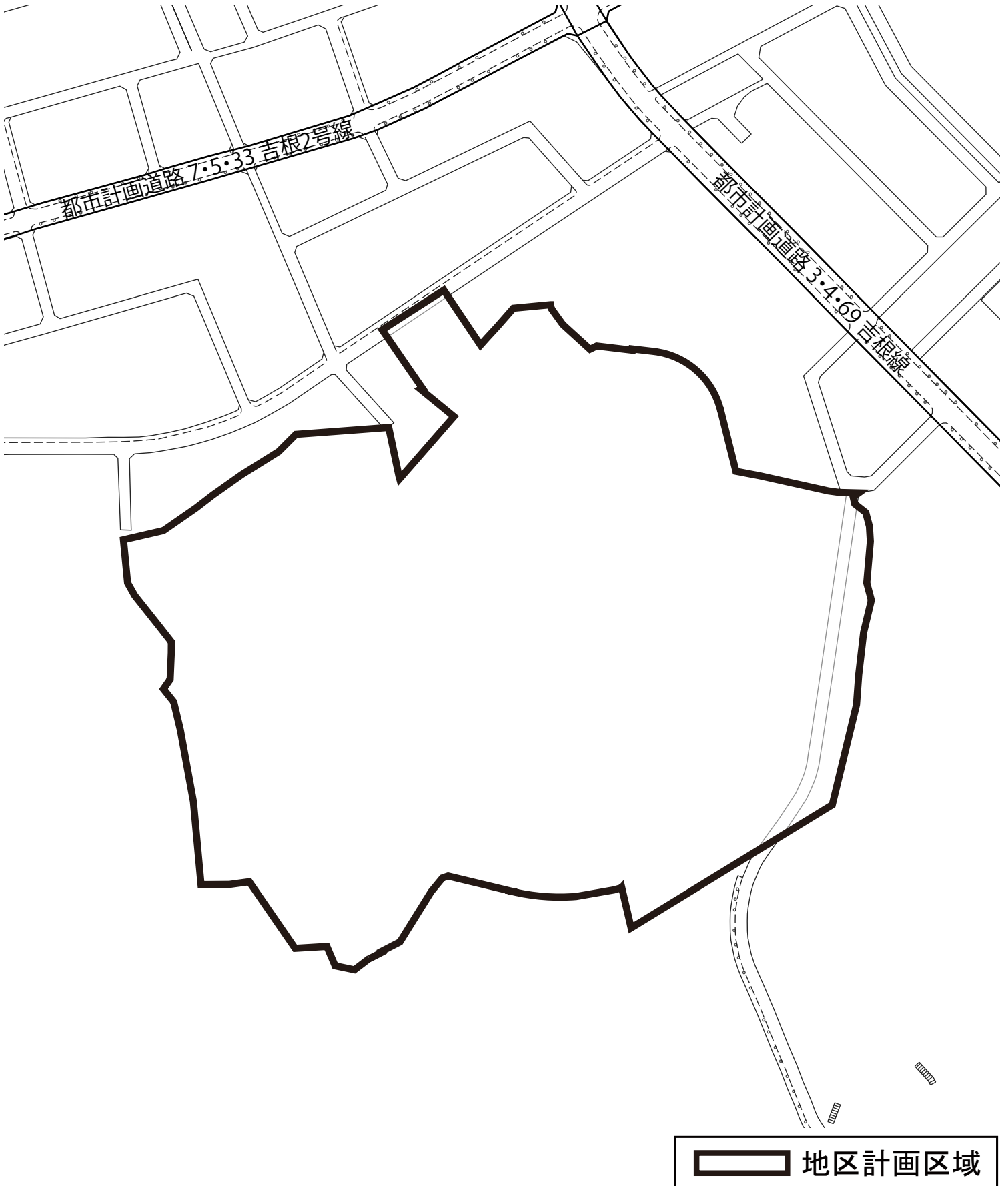
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図

縮尺 1/2,500



名古屋市告示第 531号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 8月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第83号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

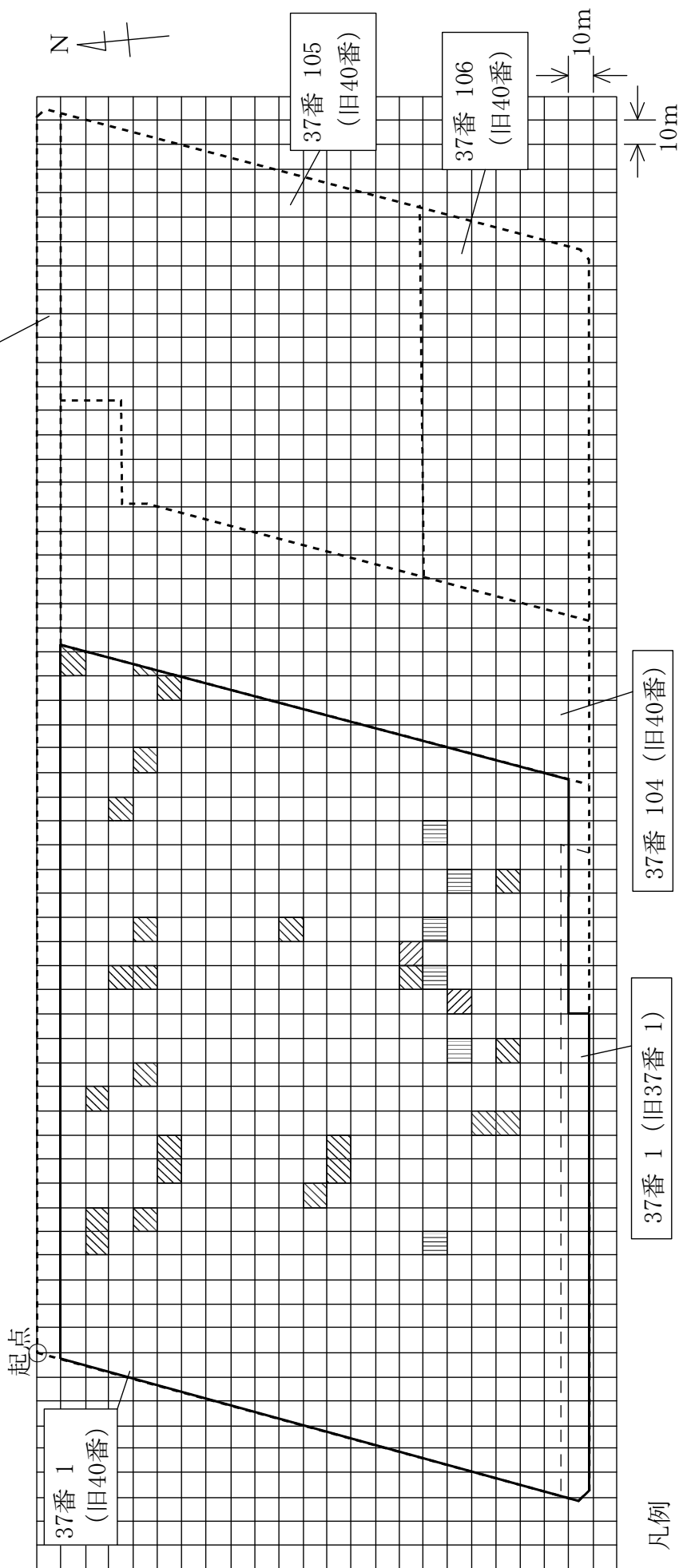
鉛及びその化合物

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

港区潮見町



凡例

- : 調査対象地
- : 筆の境界線
- - - - : 筆の境界線 (旧)
- ▨ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
- ▧ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合及び土壤含有量基準不適合))
- ▩ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域 (鉛及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))

名古屋市告示第 532号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 8月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 446号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

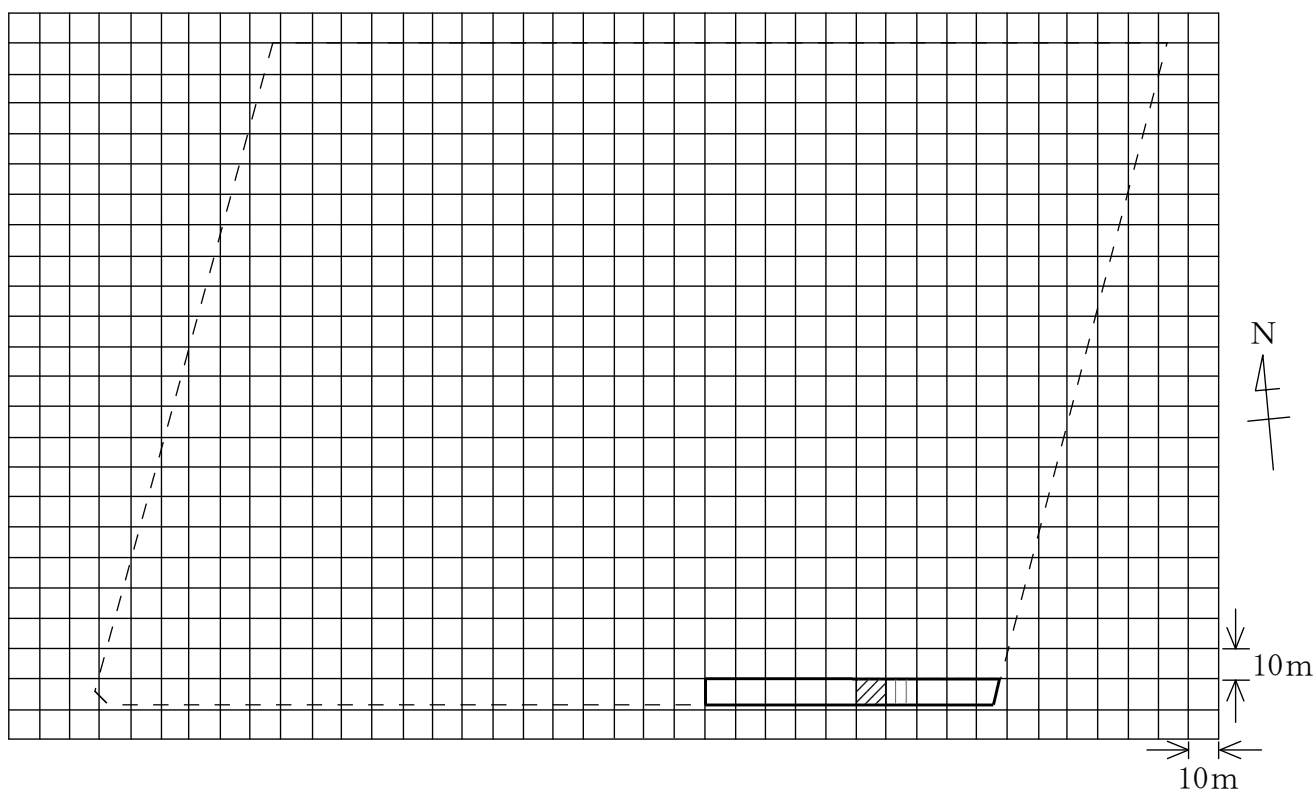
2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

— : 調査対象地

-- : 筆の境界線

▨ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

▤ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

名古屋市告示第 533 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成29年 8 月10日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人名古屋 市中小企業共済会	名古屋市千種区吹上二 丁目 6 番 3 号	平成29年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市選挙管理委員会告示第16号

名古屋市長選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書
の要旨の公表について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成29年4月23日執行の名古屋市長選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成29年8月9日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会事務局

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年4月23日執行 名古屋市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,585,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩城 正光	所属党派	無所属	期 間	平成29年 3月22日 から 平成29年 4月24日 まで	第 1 回分
出納責任者氏名		荒深 久明臣				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
いわき正光後援会	政治団体	1,051,000 円	人 件 費	928,350 円
			家 屋 費	1,487,840 円
			(選挙事務所費)	1,200,000 円
			(集合会場費)	287,840 円
			通 信 費	150,000 円
			交 通 費	73,120 円
			印 刷 費	1,749,924 円
			広 告 費	3,122,514 円
			文 具 費	0 円
			食 料 費	51,000 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	153,340 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		7,000,000 円		
今 回 計		8,051,000 円	今 回 計	7,716,088 円
前 回 計		— 円	前 回 計	— 円
総 計		8,051,000 円	総 計	7,716,088 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	446,580 円
	ポスターの作成	991,440 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年5月8日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年4月23日執行 名古屋市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,585,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	太田 敏光	所属党派	無所属	期 間	平成29年 4月 6日 から 平成29年 4月 6日 まで	第 1 回分
出納責任者氏名		太田 敏光				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
			人 件 費	0 円
			家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費)	0 円
			(集合会場費)	0 円
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	204 円
			食 料 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	475 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		679 円		
今 回 計		679 円	今 回 計	679 円
前 回 計		— 円	前 回 計	— 円
総 計		679 円	総 計	679 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年4月26日	第 1 回 報 告 分
-----------------	------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年4月23日執行 名古屋市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,585,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河村 たかし	所属党派	無所属	期 間	平成29年 3月23日 から 平成29年 4月25日 まで	第 1 回分
出納責任者氏名		橋本 達郎				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
名古屋税理士政治連盟	政治団体	200,000 円	人 件 費	500,725 円
名古屋市医師連盟	政治団体	2,000,000 円	家 屋 費	98,252 円
愛知県宅建政治連盟	政治団体	200,000 円	(選挙事務所費)	58,752 円
都民ファーストの会	政治団体	50,000 円	(集合会場費)	39,500 円
			通 信 費	85,176 円
			交 通 費	73,430 円
			印 刷 費	1,617,840 円
			広 告 費	218,160 円
			文 具 費	43,848 円
			食 料 費	71,516 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	191,090 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		300,000 円		
今 回 計		2,750,000 円	今 回 計	2,900,037 円
前 回 計		— 円	前 回 計	— 円
総 計		2,750,000 円	総 計	2,900,037 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	415,800 円
	ポスターの作成	915,840 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年5月1日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年4月23日執行 名古屋市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,585,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河村 たかし	所属党派	無所属	期 間	平成29年 5月 8日 から 平成29年 5月 9日 まで	第 2 回分
出納責任者氏名		橋本 達郎				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
			人 件 費	0 円
			家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費)	0 円
			(集合会場費)	0 円
			通 信 費	4,559 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 料 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	16,470 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	21,029 円
前 回 計		2,750,000 円	前 回 計	2,900,037 円
総 計		2,750,000 円	総 計	2,921,066 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	415,800 円
	ポスターの作成	915,840 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年5月12日	第 2 回 報 告 分
-----------------	------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年4月23日執行 名古屋市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,585,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河村 たかし	所属党派	無所属	期 間	平成29年 5月23日 から 平成29年 5月23日 まで	第 3 回分
出納責任者氏名		橋本 達郎				

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支 出

人 件 費 0 円

家 屋 費 0 円

(選挙事務所費) 0 円

(集合会場費) 0 円

通 信 費 242,276 円

交 通 費 0 円

印 刷 費 0 円

広 告 費 0 円

文 具 費 0 円

食 料 費 0 円

休 泊 費 0 円

雑 費 0 円

その他の寄附 0 件 0 円

その他の収入 0 円

今 回 計 0 円

前 回 計 2,750,000 円

総 計 2,750,000 円

今 回 計 242,276 円

前 回 計 2,921,066 円

総 計 3,163,342 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	415,800 円
	ポスターの作成	915,840 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年5月23日	第 3 回 報 告 分
-----------------	------------	-------------

農業委員会農地部会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第28条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年 8月 7日

名古屋市農業委員会農地部会長 安井 正義

1 開催日時

平成29年 8月10日（木） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第54号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第55号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第56号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第57号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

第58号議案 農地利用集積円滑化事業規程の変更を承認することに関する決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

下記の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 3条第 2項の規定により承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第 295号）第 1条の 3第 3項の規定により公告する。

なお、本申出の関係書類は、名古屋市農業委員会事務局農政課に備えおく。

平成29年 8月 9日

名古屋市農業委員長 上田 幸雄

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者（土地所有者）

海部郡蟹江町舟入三丁目 278番地

加藤 友勝 始め 455名

3 現資格者（使用収益権者）

名古屋市港区大西一丁目40番地

株式会社JA名古屋ファーム

4 申出に係る土地

港区協和一丁目 212 田 128㎡ 始め 1,746筆 1,351,752.7㎡

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成29年 8 月 8日懲戒処分に付した。

平成29年 8月 8日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	停職 6月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成29年 8 月10日懲戒処分に付した。

平成29年 8月10日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局自動車運輸主事	減給10分の 1 6日	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号